

中小企業等経営強化法施行規則（先端設備等導入関係）

（先端設備等の要件）

第七条 法第二条第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであって、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備	
減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

2 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものとする。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額と設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額

（導入促進基本計画の協議）

第二十三条 法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導入促進基本計画の変更の協議）

第二十四条 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長

は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（先端設備等導入計画の認定の申請）

第二十五条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等を取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付して、これを特定市町村の長に提出しなければならない。

4 当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十

十二年法律第二十六号)第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項及び次条第五項において同じ。)から当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額(以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。)を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

(先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請)

第二十六条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書(次項において「申請書」という。)には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先

端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。

4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。

5 当該先端設備等導入計画の変更の申請の日の属する事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）又は当該変更の申請の日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額から当該変更の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を当該先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（先端設備等導入計画に関する経過措置）

第三条 新規則第二十五条の規定は、法第二条第一項に規定する中小企業者が施行日以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（同項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）に記載された先端設備等（法第二条第十四項に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

2 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。